

奈良県立図書情報館ネットワーク資料及び情報機器利用細則

(趣旨)

第一条 この細則は、奈良県立図書情報館利用規程（平成二十二年一月奈良県立図書情報館規程第一号。以下「利用規程」という。）第三十二条に基づき利用規程第二条第五号に定めるネットワーク資料、第六号に定める情報機器の利用等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報機器サービス 情報機器を用いて提供するサービスをいう。
- (2) 利用者 情報機器サービスを利用する者をいう。
- (3) 貸出ノートパソコン 利用者に貸出するノートパソコンをいう。

(利用者に提供される機能)

第三条 情報機器サービスは、次の各号に掲げる機能を提供する。

- (1) ネットワーク資料利用サービス 情報機器を利用してインターネットを介した、ハイパーテキスト・トランスファー・プロトコルを用いた情報通信サービス。
 - (2) 印刷サービス 利用者が作成した文書、画像の印刷サービス。
- 2 前項の規定にかかわらず、情報機器サービスで提供される機能は、適時に追加・変更等を行うことがある。

(システム管理者)

第四条 システム管理者とは、情報機器の適正かつ円滑な運営を図るため、システムを管理するためにおくものであり、図書情報館副館長をもってこれに充てる。

(禁止事項)

第五条 利用者は、情報機器サービスを利用して次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の利用者や第三者の ID 及びパスワードを不正に利用する行為。
- (2) 他の利用者や第三者の知的財産権、その他の権利を侵害する行為。
- (3) 他の利用者や第三者の基本的人権、プライバシー、財産を侵害する行為。
- (4) 他の利用者や第三者を誹謗又は中傷したり、名誉を傷つける行為。
- (5) 法令又は公序良俗に反する行為。

(6) 図書館のインターネット接続を利用して、選挙活動、政治的活動、性風俗、宗教に関する情報発信を行う行為。

(7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用する行為。

(8) その他、管理者が不適切と判断した行為。

2 前項の各号における行為によって、他の利用者、第三者及び図書館に損害が生じた場合、全ての責任は利用者であり、図書館は一切の責任を負わないものとする。

(運用時間)

第六条 第三条第一項に掲げる情報機器サービスの運用時間は、奈良県立図書館管理運営規則（平成二十年三月奈良県規則第五十五号、以下「運営規則」という。）第五条に定める休館日以外の別に定める時間とする。

(運用の停止)

第七条 システム管理者は、次の理由により情報機器サービスの運用を停止することができる。このことにより利用者または第三者が被ったいかなる損害について、図書館は一切の責任を負わないものとする。

(1) システム、ネットワーク機器及び電気設備の保守を行う場合。

(2) システム障害が発生した場合。

(3) 天災、戦争、暴動、事変及びその他の非常事態により通常の運用を行えなくなった場合。

(4) その他、システム管理者が運用上、停止が必要と判断した場合。

2 システム管理者は、前項の規定により運用を停止する場合は予めその旨を利用者に通知するものとする。なお、緊急の場合はこの限りでない。

(免責事項)

第八条 利用者が情報機器サービスを利用したこと又は利用できなかったことによって、なんらかの不利益を被った場合であっても、図書館は一切の責任を負わないものとする。

2 利用者がインターネット上で利用した第三条第一項（1）号により図書館が提供するオンラインデータベースサービス以外の有料サービスについては、利用者が費用を負担するものとする。

3 利用者が持ち込む機器の接続、印刷等の設定は、原則として利用者が行うものとする。持込端末の機種、OS、ソフト等によって、情報機器サービスを利用できない場合があっても、図書館は一切の責任を負わないものとする。

(制限事項)

第九条 システム管理者は、機器管理用ソフトウェアを導入して、情報機器の適

正利用のために別に定めるところによりシステム監視を行うものとする。監視結果については管理目的にのみ利用するが、警察などの捜査に協力する目的で、関係機関に提出する場合がある。

- 2 システム管理者は、適正に機器を管理するため、情報機器に機能制限を行えるものとする。
- 3 システム管理者は、第三条第一項（1）号に定めるネットワーク資料利用サービスについてコンテンツフィルタを導入し、別に定めるところにより不適切な情報へのアクセスを制限するものとする。

（利用の制限）

第十条 システム管理者は、利用者が利用規程、この細則又はシステム管理者の指示に従わない場合には、情報機器サービスの全部又は一部の利用を制限することができる。

（利用資格の取り消し）

第十一条 利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、システム管理者は、利用者の利用資格を取り消すことができる。

- （1）第五条（禁止事項）に掲げる行為を行った場合。
- （2）その他利用者として不適切とシステム管理者が判断した場合。

（貸出ノートパソコンの利用）

第十二条 利用者が、貸出ノートパソコンを利用する場合は、利用者カードを係員に提示することにより、貸出を受け、所定の場所において利用することができる。

- 2 中学生以下の利用者が前条に定める貸出ノートパソコンを利用する場合、保護者の同意書（様式1）の提示を必要とする。
- 3 利用者が、同時に利用できる貸出ノートパソコンの台数は1台とし、利用できる時間は、1日あたり2時間までとする。

（その他）

第十三条 この細則に定めるもののほか、情報機器サービスに関し、必要な事項は、副館長が別に定めるものとする。

附則

この細則は、令和四年六月一日から施行する。